# 事業者の方へ

事業者の責任です!

# 従業員の安全で適正な自転車利用

自転車も取締りの対象となります



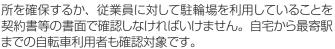
### 点検整備を実施しましょう

事業用に使用する自転車は適切に点検整備しましょう。また、年に一回程度は自転車店等で点検整備してもらいましょう。



#### 駐輪場所の確保・確認

- 自転車でお店や事業 所を訪れる顧客等に 対して
- ・駐輪場所の確保や、 駐輪場の案内等をし、 駐輪場の利用を勧めて ください。
- 自転車通勤をする 従業者がいる場合
- ・事業者自らが駐輪場



・自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するように努めなければなりません。また、確認ができないときは、加入に関する情報を提供するよう努めなければなりません。

## **自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等※に加入している必要があります!!**

● 業務中の自転車の利用によって生じた対人賠償事故に備える保険等に加入しなければなりません。

業務で自転車を利用中に起こした事故は、個人 賠償責任保険では補償されません。事業者が事 業用の賠償責任保険に加入する必要があります。

※自転車の利用によって生じた損害を賠償するための保険・共済

● 自転車を利用して通勤する従業員がいる場合は、自転車通勤者が保険等に加入しているかを確認しましょう。保険等に未加入の場合は、保険等への加入について情報提供しましょう。



#### 高額賠償事例

赤信号を無視した40歳代会社 員男性の自転車が、道路を横 断中の女性(当時75歳)に衝突 し、女性は転倒して、頭を強打、 5日後に死亡した事例において、 男性に約4,700万円の損害賠 償の支払いが命じられました。 (東京地方裁判所、平成26年1月28日判決)

## ルール・マナーの周知徹底をお願いします

# 傘差し運転は禁止されています

- 傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は 安定を失うおそれのある方 法で、自転車を運転しては いけません。
- 傘を差して運転すると、 バランスが崩れやすくなったり、前方が見えにくくなることがあるほか、片手運転になってしまい、危険です。



レインコートを 着用しましょう。

# ヘルメットをかぶりましょう



- 自転車乗用中に交通事故で亡くなった方の約7割(※)は頭部 損傷を主因として亡くなられています。
- ※令和元年から令和3年の自転車死亡事故の約70%が頭部に致命傷を負っています。
- 自転車に乗る人はヘルメットの 着用が努力義務になります。

(道路交通法第63条の11)(東京都自転車 安全利用条例第19条)

自転車に乗る場合は、危険な走り方を避けるとともに、側方や後方の車の動きにも十分注意しましょう。



リサイクル適性 (A) この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。

# 自転車安全利用推進事業者制度

- 平成29年2月に改正「東京都自転車安全利用条例」が施行され、自転車安全利用推進者を選任し、従業者に対する自転車の安全利用に関する研修や情報提供などの必要な措置を講ずることが、事業者の努力義務となりました。「第14条の2」
- 自転車安全利用推進者の選任対象事業者
- (1)人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を使用している事業者
- (2) その他の事業者で従業者が通勤等で自転車を 利用している事業者
- 東京都では、この条例に基づいた取組を行う各事業者を支援するため、「自転車安全利用推進事業者制度」を開始しています。



#### 優良推進事業者

- 自転車安全利用推進者を選任
- 年 1 回以上、自転車安全利用に 関する研修を実施
- 自転車の安全利用に関する規定を 社内で整備

申請書 → 都の認定

#### 東京都の支援内容

- 定期的な情報提供
- 自転車安全利用TOKYOセミナー の優先受講
- 自転車安全利用推進事業者が行う 研修への講師派遣
- ・自転車安全利用推進事業者(優良) による自転車安全利用に向けた取組 状況を東京都ホームページへ掲載
- ・知事感謝状贈呈の選考対象等

### 一般推進事業者

自転車安全利用推進者を選任



#### 東京都の支援内容

- ・ 定期的な情報提供
- 自転車安全利用TOKYOセミナー の優先受講
- 自転車安全利用推進事業者が行う 研修への講師派遣 等

本制度について、詳細は総合推進課まで。

電話: **03-5388-3124** eメール:

S1120301@section. metro.tokyo.jp

# 東京都自転車安全学習アプリ「輪トレ(りんトレ)」

# 自転車のルール・マナーを学べる体験型学習アプリです!

#### 【輪トレのポイント】

- 自転車事故の疑似映像をもとに、事故につながったルール違反や正しい走行マナーなどを解説します。
- アニメーションやキャラクターによる解説やCGの活用により、楽しく分かりやすく学習することが可能です。
- 更に、自転車走行シミュレーションと10問のテストにより、自転車ルール・マナーの理解を確認できます。
- およそ 15~20分で学習・体験が可能です。



#### 学習

3Dアニメーション による 自転車ルール・ マナー学習

#### 体験

シミュレーション による 自転車走行 体験学習

### 効果測定

10問のテストによる知識定着の確認

### **合格証** テストに

合格すると アプリ上に 合格証が表示



● 自転車走行シミュレーションでは、正しい場所の 走行や適切な一時停止等、自転車ルールやマナー を正しく守れるかどうかのバーチャル体験が可能で す。様々なシチュエーションを用意しており、その中

からランダムで1つ走行体験することができます。



スマホ・タブレットで利用可能! アプリのダウンロードはこちら▼



## 自転車安全利用TOKYOセミナー(年8回開催予定)

事業者が従業員に対して研修を行うための基礎知識を学べます。研修を模したグループワークのほか、参加者には研修用 DVD を提供します。申込方法や日程などの詳細については、ホームページでお知らせします。

お問い合わせ 東京都 電話 03-5388-3124

東京都 自転車安全利用TOKYOセミナー

検索

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(本文中は「東京都自転車安全利用条例」と表記)では、自転車損害賠償保険等への加入やヘルメットの着用などの規定を設けています。

。 編集発行 東京都 東京都 自転車条例

快系